

「気象状況および地震発生による臨時休校等の措置」

2024. 10. 15 改訂

(1) 気象状況による臨時休校等・自宅待機措置

午前6時、8時の時点で、以下の①～③の3つの場合をもとに判断します。

①「特別警報」 ②「暴風警報」 ③「大雨警報」と「洪水警報」の2つの警報

(i) 午前6時の時点において、広島市西区に

・①～③のいずれかが発表中のときは、自宅待機とする。

(③において、「大雨警報」または「洪水警報」の1つのみが発表されている場合は、午前8時30分始業とする。)

ただし、JR山陽本線(西広島駅を含む区間)が運休のときは、自宅待機とする。

(ii) 午前8時の時点において、広島市西区に

・①～③のいずれかが発表中のときは、臨時休校もしくは家庭学習日とする。

・①～③のすべてが解除されているときは、午前10時30分始業とする。

(午前6時からの自宅待機中で、③において、「大雨警報」または「洪水警報」の1つのみが発表されている場合は、午前10時30分始業とする。)

ただし、JR山陽本線(西広島駅を含む区間)が運休のときは、臨時休校もしくは家庭学習日とする。

(註) 1. 午前6時を過ぎて、(1)の事態が起こったときは、次の対応をしてください。

ア. 自宅を出る前・・・自宅待機(上記(1)の(i)に準じる)

イ. 登校途中・・・以下のなかで、一番安全な方法を選択する。

a. 安全な場所に避難する b. 帰宅する c. 学校に登校する

(aの方法をとったときは、できるだけ速やかに自宅または学校に連絡する。)

2. (1)に該当しない場合であっても、台風の進路などの予測に基づき、学校長が臨時休校もしくは家庭学習日と判断した場合は、随時、Classi および Web ページで連絡をします。

3. 始業後に警報が発表された場合は、状況等を十分に把握し、生徒に指示を出します。保護者には Classi および Web ページで連絡をします。

(2) 地震発生時の対応

広島市（一つの区でも）において、「震度5弱」以上の地震が発生した場合は、以下のように対応します。

- (i) 下校時刻から午前0時まで発生・・・翌日は臨時休校
午前0時から登校時刻まで発生・・・当日は臨時休校
- (ii) 在校中および、登下校途中（学校に避難した場合）に発生した場合は、さらに以下のように対応する。
 - ・被害状況や公共交通機関の運行状況、津波警報等の発表状況など、安全等を確認したうえで、すみやかな下校を原則とする。
 - ・状況により、下校が困難と判断した場合、また生徒の居住地や下校経路の安全が確認できない場合は、本校での待機、保護者の引き取りの依頼なども含め、生徒の安全を最優先した判断を行う。

(3) 公認欠席（遅刻・早退）

(1)や(2)以外の場合でも、気象状況や地震発生により登校困難と保護者が判断した場合は、公認欠席扱いとします。

- ・広島市西区に警報等が発表されていないが、自宅がある地域に(1)の①～③のいずれかが発表され、登校困難と保護者が判断した場合
- ・広島市に「震度5弱」以上の地震が発生していないが、自宅がある地域で「震度5弱」以上の地震が発生した場合や、「震度5弱」未満でも登校困難と保護者が判断した場合
保護者は、始業時までその旨を学校へ連絡（Classi もしくは電話）してください。

(4) その他

- (i) (1)や(2)の事態が起こったときは、速やかにClassi およびWeb ページで連絡をします。
- (ii) 補習や模擬試験がある日についても、上記の規定に準じて判断し指示します。また、クラブ活動は、参加が上記の規定に準じて判断し指示します。